

～阪神・淡路大震災での経験を教訓にした**地震等の災害への備え**～

コロナ禍における**神戸市の災害時の取り組み**について

東日本大震災から10年を迎える2021年。2月13日には、東日本大震災の余震とみられる地震が、再び東北地方で発生するなど、まだまだ予断を許しません。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、新しい生活様式を取り入れた「**コロナ禍の災害への備え**」も重要となってきます。

今回は、阪神・淡路大震災での経験を教訓とし、災害に強い都市づくりを推進する神戸市ならではのコロナ禍における取り組みを紹介していきます。

1. 避難場所等で非接触・遠隔での健康相談

全国初

2020年9月、スマートフォン等の通信機器を用いた映像通話システム「Live-X」を**全国で初めて**導入しました。保育所等の入所手続き相談や、緊急避難場所等でのリモート健康相談での活用に向けて実証実験を実施。実験を経て本格導入。2021年以降も継続実施を予定しています。

健康相談では、感染リスクを防止しながら避難所と保健師を繋ぎ、迅速かつ適切な対応が可能になります。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a70034/crime/695245439953.html>

2. 避難場所での「密」を避けたゾーニング。間仕切りテント等の配備

コロナ禍における災害時の避難は、ソーシャルディスタンスを意識したスペース確保が必要不可欠となります。神戸市では避難所レイアウトに配慮し、避難者の密集による感染拡大を防ぐために必要に応じ、間仕切りテント等を配備します。

（令和3年度に約2,000張を配備し、合計約3,300張配備予定）

その他、消毒液・マスク・使い捨て手袋・エプロン・体温計などの衛生資材も配備し、市民が安心・安全な避難所生活を送れるよう環境整備に努めています。

※くらしの防災ガイド（2020年度 保存版）

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/35985/2008kobe_kurashinobousaigaido.pdf



3. 避難の心理的負担を軽減する「宿泊費助成金制度」の導入（風水害時）

2020年6月より、避難場所への避難者の集中を少しでも避けること、避難する際の心理的負担を軽減することを目的に、風水害時に1人1泊あたり7,000円を上限とする「宿泊費助成」を**神戸市独自**に導入。本制度は神戸市から他の自治体へ取り組みが広がっています。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a96681/hotelhinan.html>

◆対象者：以下の「住まいの要件」と「属性の要件」の両方を満たしている方

＜住まいの要件＞

①市内の土砂災害警戒区域（イエローゾーン・レッドゾーン）内にお住まいの方

②北区および西区の洪水浸水想定区域内にお住まいの方

＜属性の要件＞

①妊娠中の方

②乳児（平成31年4月2日以降の出生）を養育中の方

③重症心身障害児者（身体障害者手帳1,2級かつ療育手帳A）とその介護者

◆対象期間：令和3年3月31日まで（4月1日以降は現在検討中）

※上記取り組みや担当者への取材をご希望の方は、PR事務局までお問合せください。

【本件に関する報道関係のお問合せ先】

神戸市PR事務局 担当：荒川（080-7045-8071）、児玉（070-3191-4995 9）、石原（070-3190-3671）

Mail：kobe-city-pr@ssu.co.jp